

Wの改正案について

前回提示した改正の方向

評点の上限を引き上げ、特に労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大。
法令遵守状況を評価項目に加える一方、自己申告による評価項目(工事安全成績、賃金不払状況)を廃止。
労働福祉の状況は評価項目を整理統合(例:退職一時金制度と企業年金制度)

(具体的改正案)

現行		改正案		備考
W1:労働福祉の状況	30	W1:労働福祉の状況	-	
雇用保険未加入	-15	雇用保険未加入	減点幅拡大	賃金不払件数は自己申告項目のため廃止
健康保険・厚生年金保険の未加入	-15	健康保険・厚生年金保険の未加入	減点幅拡大	退職一時金、企業年金は一つの評価項目に統合
賃金不払件数	-15	建退協加入	加点幅拡大	残った項目について、加点幅・減点幅ともに引き上げる。
建退協加入	7.5	退職一時金もしくは企業年金制度の導入	加点幅拡大	現行ではW1項目全体での下限が0点となっているが、これを
退職一時金制度の導入	7.5	法定外労災制度への加入	加点幅拡大	撤廃する(保険未加入のマイナスがW全体に影響するように)。
企業年金制度の導入	7.5			
法定外労災制度への加入	7.5			
W2:工事の安全成績	30	W2:建設業の営業年数	加点幅拡大	上限、下限(5年~35年)は現状のまま、加点幅を引き上げ
W3:建設業の営業年数	30	W3:防災協定締結の有無	加点幅拡大	評価内容は現状のまま、加点幅を引き上げ
W4:公認会計士等数	10	W4:法令遵守状況	新設	建設業法上の行政処分を受けていれば減点。
W5:防災協定締結の有無	3	W5:建設業の経理の状況	-	
		監査の受審状況	新設	会計監査をうけている場合又は会計参与を設置している場合に加点。
		公認会計士等数	現行通り	社内に雇用する公認会計士等の数を評価(現行と同様)
		W6:研究開発の状況	新設	技術力の評価であるが、業種別評価が困難なためWで評価。 真正性担保のため、加点対象は会計監査受審企業に限る。
合計	103	合計	180程度	研究開発の状況を除くと150点程度